

議第103号

平成20年度京都市病院事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市病院事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第4条の2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市立病院整備運営事業費	平成21年度から平成39年度 まで	千円 90,654,000

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

施設の整備等に伴う債務負担行為を補正する必要があるので提案する。